

福利厚生とくしま

平成28年3月1日発行 No. 98



CONTENTS

平成28年度保健福祉事業等の概要	2	退職手当について	12
企画調整担当よりお知らせ	4	福祉保険制度	13
健康支援担当より	4	カフェテリアプラン助成対象一覧表	14
平成28年度の短期人間ドック等の募集について	4	平成28年4月から互助組合貸付利率を引き下げます	15
平成28年度「データヘルス計画」の概要	5	第1回互助組合員交流会 夏開催決定	16
特定保健指導を受けましょう!!	6	マジックキングダムクラブ通信	17
平成28年度も歯科健診を受けましょう	7	ジェネリック医薬品	18
給付・年金第二担当からのお願い	8	メンタルヘルスラインマネージメントセミナー	19
平成28年4月1日から傷病手当金・出産手当金の 支給額と調整方法が変わる予定です	9	退職される皆さま・被扶養者の皆さまへ 四国中央病院よりお知らせ	19
障害厚生年金について	10	ストレスチェック制度始めました!	20

第19回 ニューイヤーコンサート

～新年 オペラのひとときを～

とき：平成28年1月31日(日)



(一財)徳島県教職員互助組合では、去る1月31日あわぎんホールにおいて、教育文化の振興を図るための公益事業「ニューイヤーコンサート」を(公財)徳島県文化振興財団、徳島県との共催で開催いたしました。

今年度も指揮に、日本を代表する指揮者であり、とくしま記念オーケストラの音楽監督でもある秋山和慶氏を迎え、とくしま記念オーケストラの演奏とともに、今年度は更にオペラの名曲の数々が国内外で活躍する豪華ソリストにより披露されました。

オペラの代表作である「フィガロの結婚」や「椿姫」などの中から誰でも一度は聞いたことのある親しみのある曲を、迫力のオーケストラ演奏とソリスト4名の華やかで熱のこもった歌声で表現していました。また、ヨハン・シュトラウス2世作曲の「美しき青きドナウ」や「ウィーンの森の物語」などのオーケストラ演奏では、観客から盛んな拍手が送られていました。

今年度は整理券申込制としたところ、定員を大幅に上回る申込があったため抽選となり、当日は約700名の観客が素晴らしい演奏に聴き入っていました。終演後、興奮冷めやらぬ観客たちからの「聴いたことのある曲が多くてよかった。」「感動した。」「すばらしい歌声が今も耳に残っている。」という声が随所から聞こえてきました。



平成28年度保健福祉事業等の概要

福利厚生課では、平成28年度におきまして、次の保健福祉事業を実施します。
組合員の皆様の積極的な御参加、御利用をお願いいたします。

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康 管理 関係	1	短期人間ドック	30歳以上の組合員を対象に、短期人間ドックを実施する。 ・定年退職者は、優先的に配慮する。 1日コース 個人負担 四国中央病院 1日 (250人) 4,900円 徳島赤十字病院 1日 (220人) 7,100円 沖の洲病院 1日 (1,100人) 7,300円 とくしま未来健康づくり機構 1日 (200人) 7,700円 (徳島県総合健診センター) 徳島検診クリニック 1日 (700人) 7,300円 阿南共栄病院 1日 (70人) 9,700円 伊月健診クリニック 1日 (1,210人) 7,900円 ハウエツ病院 1日 (50人) 7,600円 鳴門病院 1日 (100人) 9,600円 徳島クリニック 1日 (40人) 7,000円 虹の橋クリニック 1日 (360人) 7,000円 碩心館病院 1日 (20人) 4,900円 岩城クリニック 1日 (20人) 6,900円 近藤内科病院 1日 (40人) 7,000円 徳島県農村健康管理センター 1日 (20人) 8,800円 博愛記念病院 1日 (20人) 6,900円 近藤外科内科病院 1日 (20人) 4,900円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	2	脳ドック	48歳以上の組合員を対象に、脳ドックを実施する。 個人負担 阿南共栄病院 1日 (40人) 12,400円 沖の洲病院 1日 (200人) 5,100円 鳴門病院 1日 (40人) 9,000円 伊月健診クリニック 1日 (200人) 1,700円 虹の橋クリニック 1日 (100人) 4,900円 徳島赤十字病院 1日 (10人) 9,500円 ハウエツ病院 1日 (10人) 4,500円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合
	3	被扶養配偶者ドック	30歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施する。 四国中央病院 沖の洲病院 徳島検診クリニック 伊月健診クリニック 虹の橋クリニック 個人負担は、13,000円～31,000円	7月～12月	共済組合員の被扶養配偶者 (160人)	共済組合
	4	婦人がん検診	組合員を対象に、婦人がん検診を実施する。(県下指定医療機関 子宮頸がん・乳がん)	7月～10月	共済組合員	県 共済組合
	5	歯科健診	組合員を対象に希望者に対して歯科健診を実施する。 1,600人	8月～10月	共済組合員	共済組合
健康 づくり 関係	6	教職員相談事業	教職員の職場及び家庭生活における悩みの相談に応じ、その解決を支援することにより、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図り、福祉の充実に寄与する。このため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士、カウンセラー)を置く。(無料相談は年度内5回まで) また、学校に専門相談員等を派遣する「教職員相談事業 出前講座」を実施。 この利用方法等についての詳細は、別途通知する。	年間	県費負担 教職員	県

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康づくり関係	7	メンタルヘルスセルフマネジメントセミナー	ストレスの知識を理解し対処ができることを目的としてセミナーを実施する。	年間	共済組合員	県共済組合
	8	メンタルヘルスラインマネジメントセミナー	管理職等がカウンセリング能力、リスニング能力を身につけるためのセミナーを実施する。	年間	共済組合員	県共済組合
	9	生活習慣病予防セミナー	組合員の生活習慣病の予防・解消を図ることを目的に開催し、生活改善を支援する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	10	肩こり・腰痛予防セミナー	肩こり・腰痛の予防・解消を図ることを目的として実施する。	夏休み	共済組合員	共済組合
体育関係	11	健康増進施設利用	組合員とその被扶養者の健康増進施設として利用する。 ハッピー徳島(徳島・阿南・鴨島) ドルフィンスイミング(三加茂) OKスポーツクラブ(徳島市山城・北田宮・藍住・脇町)	年間	共済組合員 被扶養者	共済組合
	12	教職員生涯生活設計支援セミナー	生涯生活設計づくりの一助として、生きがい・健康・経済生活の側面から教職員のライフステージに応じた講座を実施する。セミナーの詳細については、別途通知する。	夏休み・2月	40歳以上の教職員	県
文化・教養関係	13	公立共済やすらぎの宿利用補助	指定した公立学校共済組合の宿泊施設で宿泊した場合、組合員のみ1泊につき(出張は除く)、3,000円を補助する。 <u>※年度内何回でも利用できる。</u>	年間	共済組合員	共済組合
	14	スポーツ・レクリエーション大会	郡市でスポーツ・レクリエーション大会を実施する。 (1人1,000円)	6月～12月	共済組合員	共済組合
	15	カフェテリアプラン助成金	組合員が自主的・計画的に自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動等を行い現に費用を負担した場合に、1年に1人1回10,000円を限度に給付する。	年間	互助組合員	互助組合
	16	保育補助	出産した被扶養配偶者に対し保育用品を配付する。	年間	被扶養配偶者	共済組合
	17	組合員生活講座助成	組合員が郡市別単位で開催する生活講座に対して助成する。	7月～1月	共済組合員	共済組合
	18	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「ニューイヤーコンサート」	1月	互助組合員及び県民全般	互助組合
	19	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化の振興に関する事業助成」	年間	互助組合員	互助組合

平成28年度 新規事業(健康づくり事業)

ヘルスアップセミナー	心身の健康増進を図ることを目的に、リラクゼーション及びエクササイズを取り入れた実践的なセミナーを実施する。(50人×2回開催)
ヘルスアップセミナー講師派遣事業	20人以上の組合員が参加する研修会等へ主催者の要請により、講師を派遣し実践的なセミナーを行い組合員の健康づくりに貢献する。(20会場) 人数:要相談

★平成27年度分のカフェテリアプラン助成金の申請書提出は活動終了後、速やかにお願ひします。

★_____は、平成28年度より変更となりました。

企画調整担当よりお知らせ

◆平成28年4月より組合員が負担する介護保険の掛金率が引き上げられる予定です。

介護保険の掛金率（対標準報酬月額・対標準期末手当等）

1000分の5.21 → 1000分の5.42

※ 介護保険とは、40歳以上65歳未満の方が負担する介護保険制度の保険料です。

◆平成28年9月より組合員が負担する保険料率が引き上げられます。

厚生年金の保険料率（対標準報酬月額・対標準期末手当等）

1000分の86.39 → 1000分の88.16

組合員の皆さまには、ご負担をお願いすることとなりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

健康支援担当より

＊平成27年度 婦人がん検診の結果＊

平成27年度婦人がん検診の結果は、次のとおりとなりました。

婦人がん検診全般の総合判定（要精密検査+要治療）は全体の4.4%となり、昨年度より0.2ポイント増加し、検査項目別での子宮頸がんの総合判定（同）は全体の2.6%となり、昨年度より1.3ポイント増加しました。

また、乳がんの総合判定（同）は全体の7.3%となり、昨年度より0.7ポイント減少しました。

※精密検査、要治療となった方につきましては、必ず医療機関へ受診してください。

■実施結果

区分	検査人員	A 著変なし		B 経過観察		C 要精密検査		D 要治療	
		人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%
子宮細胞診	424	400	94.3	13	3.1	8	1.9	3	0.7
乳腺	261	240	92.0	2	0.7	19	7.3	0	0
計	685	640	93.4	15	2.2	27	4.0	3	0.4

平成28年度の短期人間ドック等の募集について

先般、平成28年度の短期人間ドック等の募集をいたしました。平成28年度より脳ドックの検診機関として赤十字病院とホウエツ病院を新たに追加する他、既存検診機関の受診枠の拡大により、脳ドックの対象年齢を「50歳以上から48歳以上」に引き下げました。

また、応募者多数のため、医療機関の定員を超えた場合、抽選となり第2・第3希望の医療機関になることがありますので、ご了承ください。

※今後も組合員数の減少や度重なる公務員給与の削減などにより、保健事業の財源も非常に厳しい状況が見込まれます。平成28年度も定期健康診断と人間ドック等の重複受診のないようにお願いします。

平成28年度「データヘルス計画」の概要

データヘルス計画とは？

少子高齢化や定年延長といった社会環境の変化に伴い、共済組合などの医療保険者には医療費削減に加え国民の健康寿命延伸に重点を置いた事業の見直しが求められています。

共済組合が所有する組合員及び被扶養者等の健診事業、レセプト情報をもとに、これらのデータを分析し、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画です。

1. 徳島支部の現状と健康課題

レセプト・特定健診データを活用し、組合員全体の健康状況・受診状況・医療費状況等を把握し、下記のような健康分布図を作成したところ、肥満者のみならず、非肥満者の健康リスクも多く、何らかのアプローチが必要であることがわかりました。

健康分布による状況合計（組合員+被扶養者+任意継続組合員）

共済組合（全体）

	非肥満	肥満	全体
リスクなし	189,923	34,980	224,903
階層化リスクあり	150,392	82,648	233,040
受診勧奨	37,271	0	86,882
服薬	48,820	66,949	115,769
全体	426,406	234,188	660,594

非肥満 (64.6%)

肥満 (35.4%)

28.8	5.3
22.8	12.5
5.6	7.5
7.4	10.1

徳島支部

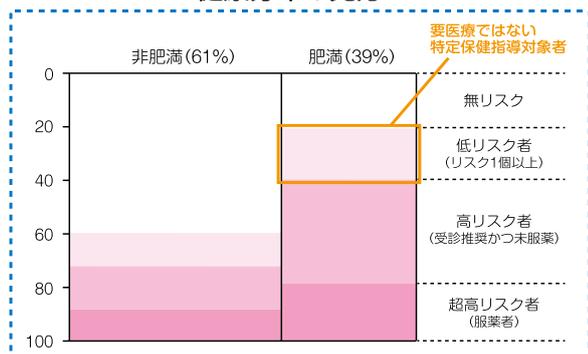
	非肥満	肥満	全体
リスクなし	1,836	298	2,134
階層化リスクあり	1,678	834	2,512
受診勧奨	347	487	834
服薬	494	655	1,149
全体	4,355	2,274	6,629

非肥満 (65.7%)

肥満 (34.3%)

27.7	4.5
25.3	12.6
5.2	7.3
7.5	9.9

健康分布の見方



(少し体重が増えた
コーヘーくん)



(適正体重のスズちゃん)

コーヘーくん
健康づくり講座
に参加しよう～!

2. 平成28年度の取組み！

- ・平成27年度に引き続き、特定保健指導の受診率向上に向けた取組み（訪問型保健指導の強化）
★無料で健康づくりができるチャンスです！！是非参加してください★
- ・がん予防を目的としたものや予防教育を強化した、被扶養配偶者との健康づくり講座
- ・ウォーキングやジョギングなどの健康づくり講座で運動習慣を動機づけ
★楽しい講座です！お楽しみに～★

3. コラボヘルス(事業主との協働)を推進します。

- ・教育委員会と協働して、教職員の健康の保持増進を図るための環境整備に努めます。



お問い合わせ先 健康支援担当 Tel (088) 621-3178

特定保健指導を受けましょう!!

定期健康診断又は、人間ドックを受診していただいた結果、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった方々に対して、順次「特定保健指導利用券」（以下「利用券」）をご自宅に送付しています。

高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病は、自覚症状がないままに進行することが特徴で、発病すると完治が難しい病気です。放置すると、日本人の死因の上位である心疾患（心筋梗塞・心不全）や脳血管疾患（脳梗塞・脳出血）などの危険性も高まります。

健診結果で異常が見られた「今の段階」で生活習慣の改善に取り組むことで予防することができます。

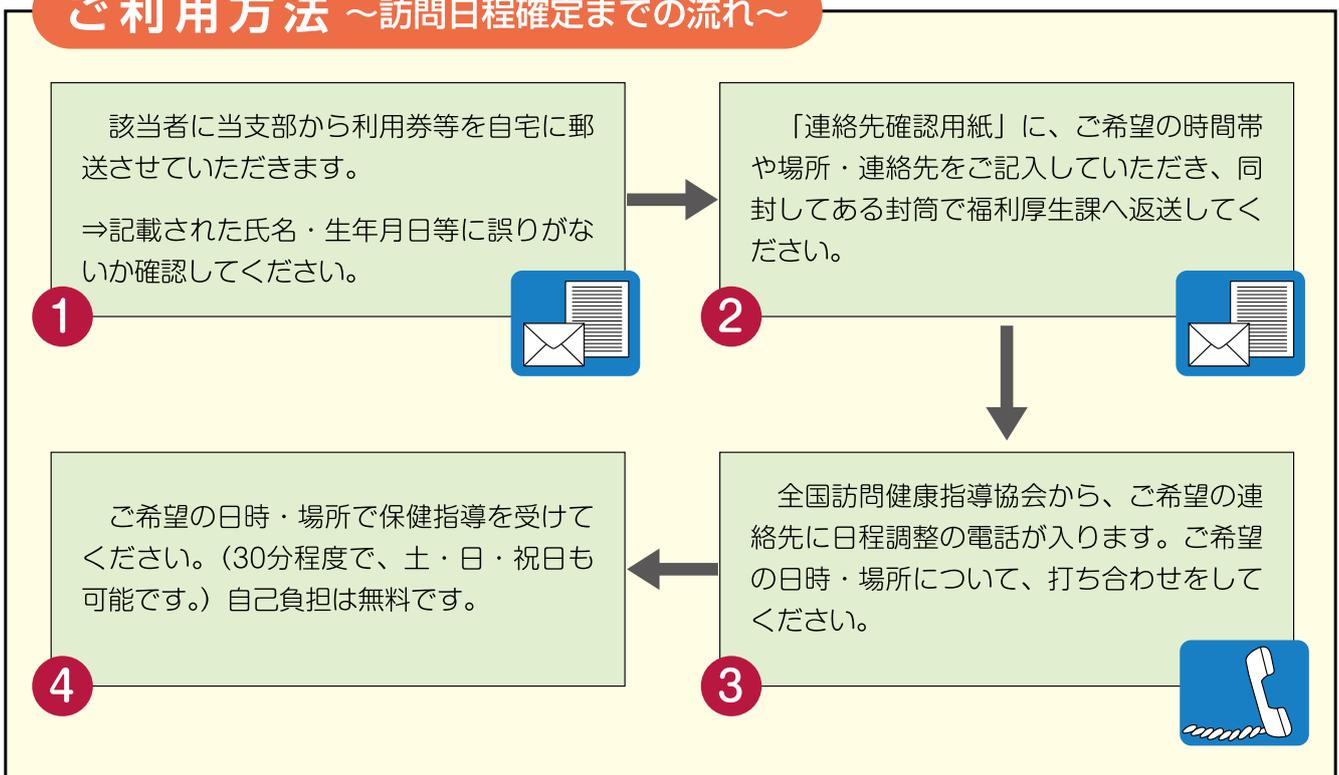
共済組合では、株式会社 全国訪問健康指導協会に特定保健指導を委託しています。ご自身の都合のよい場所（職場・自宅など）、都合のよい時間に保健師や管理栄養士等が出向き、保健指導を行います。（時間は30分程度で、土・日・祝日も可能です。）

自己負担は無料です。

時間のない忙しい先生にも対応できるようにしていますので、この機会にぜひご利用ください。

人間ドック受診後、すぐにその医療機関で保健指導を受けられた人には、利用券は送付していません。ドック受診後、保健指導を勧められた場合は、受けるようにしてください。

ご利用方法 ～訪問日程確定までの流れ～



- ※なるべくご都合に合わせて訪問しますが、ご希望に添えない場合がございますことをあらかじめご了承ください。
- ※土・日・祝日もご相談に応じます。
- ※被扶養者の方へも、該当者に利用券を送付していますので、ぜひご利用ください。
- ※上記の個別訪問型に代えて契約健診機関で受診することもできます。

お問い合わせ先／健康支援担当 TEL (088) 621-3177

平成28年度も歯科健診を受けましょう

糖尿病、高血圧症、心臓病といった生活習慣病に共通しているのは、初期段階では本人にあまり自覚症状がないことです。このような病気のことを、サイレント・ディーズ（静かな病気）と呼んでいます。生活習慣病のひとつである歯周病もその仲間です。気がついたときには、かなり進行しているケースが多いのです。平成28年度も是非、歯科健診を受診してください。

平成27年度の歯科健診の結果が、まとまりましたのでお知らせします。

今年度は、1,420名の方が受診されました。

歯科健康診査結果集計表

来談者数

区分	総数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
男	327人	17人	43人	76人	191人
女	1093人	103人	182人	330人	478人
計	1420人	120人	225人	406人	669人

診査1 粘膜・歯・顎関節及びその他の状況

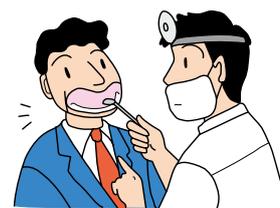
項目	有	人数	割合	無	人数	割合
粘膜の疾病	有	20人	1.4%	無	1400人	98.6%
歯の形態変化及び歯の異常	有	16人	1.1%	無	1404人	98.9%
顎関節の疾病	有	85人	6.0%	無	1335人	94.0%
歯列・咬合不正	有	238人	16.8%	無	1182人	83.2%
その他の疾病及び異常	有	17人	1.2%	無	1403人	98.8%

診査2 歯の状況（各年齢者級の平均歯数）

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
現在歯数	29.0本	28.5本	28.3本	27.6本
健全歯数	20.0本	17.4本	14.4本	11.9本
未処置歯数	1.3本	0.8本	0.8本	0.7本
処置歯数	7.8本	10.2本	13.1本	15.1本
欠損歯数	0.5本	0.5本	0.8本	1.4本
DMF	9.6本	11.6本	14.7本	17.1本

診査3 歯周病の状況（CPITN）

CPITN	項目	人数	割合
0	所見なし	192人	13.5%
1	出血あり	114人	8.0%
2	歯石あり	467人	32.9%
3	ポケットの深さ4～5mm	537人	37.8%
4	ポケットの深さ6mm以上	110人	7.7%



診査4 特殊検査

項目	有	人数	割合	無	人数	割合
1 楔状欠損	有	428人	30.1%	無	992人	69.9%
2 歯のよごれ	きれい	330人	23.2%			
	普通	954人	67.2%			
	よごれている	136人	9.6%			

判定区分

判定区分	人数	割合	判定区分	人数	割合
1 異常なし	331人	23.3%	a 歯石除去・経過観察が必要	603人	42.5%
2 要指導	99人	7.0%	b 歯周病の治療が必要	411人	28.9%
3 要指導・要精検	990人	69.7%	c むし歯の治療が必要	323人	22.7%
			d 入れ歯などの処置が必要	21人	1.5%
			e その他	62人	4.4%

要精検と判断された方は、全体の69.7%でした。

要精検と判断された方は、必ず歯科医院で受診してください。

給付・年金第二担当からのお願い

1 被扶養者の資格確認をしてください。

被扶養者の収入が認定基準額を超えていて遡及して認定取消することが増加しています。扶養されている配偶者、ご両親、子供等の収入額を常に把握してください。認定取消の手続きが遅れますと、既に公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費と給付金を返還していただくこととなりますので気を付けてください。

特別認定されている被扶養者については、毎年継続手続きを行っていますが、該当被扶養者が事業所得（営業、農業等）がある場合は、確定申告の写し一式を添付してください。また、該当被扶養者の配偶者が事業所得がある場合も同様に添付してください。

「一般事業所得がある場合の必要経費として控除できる主な経費の参考資料」

（○は控除可、×は控除不可、△の費目とその他の経費については個々に判断）

給料賃金	○	租税公租	×	接待交際費	×
外注工賃	○	荷造運賃	△	損害保険料	×
減価償却費	×	水道光熱費	○	修繕費	○
貸倒金	×	旅費交通費	×	消耗品費	○
地代家賃	○	通信費	○	福利厚生費	×
利子割引料	×	広告宣伝費	×	雑費	△

2 退職者または人事異動等による転出者の組合員証について。

現在使用している組合員証等は、4月1日以降は速やかに元所属所に返還してください。4月1日以降、医療機関で受診する際には新しく加入した保険証を提示して窓口で変わった事を必ず伝えてください。被扶養者の方も同様となるので、新しく保険証が変わった事を必ず伝えて、当共済組合の被扶養者証も速やかに返還するようお願いいたします。

3 22歳の子供を扶養している方は手続きが必要です。

（平成28年3月31日で扶養手当が終了される被扶養者の方は、4月1日以降手続きが必要となるので速やかに必ず行ってください。）

★就職等で認定取消をする場合は、被扶養者証を添付して速やかに被扶養者取消の手続きを行ってください。（取消手続きは、福利厚生のおしおり16ページの（2）を参照してください。）

★子供が22歳の年度末になり、扶養手当が終了したけれども、4月1日以降も大学生・大学院生等に在籍していて、当共済組合の扶養の継続を希望される場合は、普通認定から特別認定へ認定替の手続きが必要となります。（認定替の手続きは、福利厚生のおしおり16ページの（1）を参照してください。）

給付・年金第二担当
TEL (088) 621-3176

平成28年4月1日から

傷病手当金・出産手当金の支給額と調整方法が変わる予定です



傷病手当金と出産手当金は、直前に決定された標準報酬月額をもとに算定していますが、平成28年4月1日から、**過去12カ月の標準報酬月額を平均した額**をもとに算定することとなります。これに伴い、傷病手当金と出産手当金の支給額および調整方法が以下のとおり改正される予定となっています。

■支給額(1日につき)

改正前
(現行)

$$\text{支給対象月の標準報酬月額} \times \frac{1}{22}^{※1} \times \frac{2}{3}^{※2}$$

平成28年
4月1日から

$$\text{支給開始日}^{※3} \text{の属する月以前の直近の継続した12カ月の標準報酬月額を平均した額} \times \frac{1}{22}^{※1} \times \frac{2}{3}^{※2}$$

これまでは支給対象月の標準報酬月額で支給額を決定していましたが、平成28年4月1日からは支給開始日の属する月に算定した支給額を傷病手当金の支給期間中、用いることとなります。

※1 10円未満四捨五入 ※2 円位未満四捨五入 ※3 傷病手当金および出産手当金の支給を始める日

支給例

平成28年8月まで標準報酬月額**41万円**、平成28年9月から標準報酬月額が**47万円**の組合員が、公務によらない傷病により平成28年10月に傷病手当金の支給が開始するケース

法改正

標準報酬月額 41万円					標準報酬月額 47万円						
27年 11月	27年 12月	28年 1月	28年 2月	28年 3月	28年 4月	28年 5月	28年 6月	28年 7月	28年 8月	28年 9月	28年10月 (例)

平成28年10月の支給額(例：法改正後)

直近の継続した12カ月の標準報酬月額を平均した額をもとに算定

[1日につき]

$$(41\text{万円} \times 10\text{月間} + 47\text{万円} \times 2\text{月間}) \times \frac{1}{12} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} = 12,727\text{円}$$

(注) 標準報酬月額が定められている月が12カ月に満たない場合は次の①および②を比べ、いずれか少ない額に2/3を乗じた額となる予定です。

- ① 支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額 $\times 1/22$
- ② 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全組合員の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額 $\times 1/22$

■出産手当金と傷病手当金の調整

出産手当金と傷病手当金は両方を受給できる権利がある場合でも、両方を同時に全額受給することができないため、支給額の調整が行われます。

改正前
(現行)

出産手当金と傷病手当金の支給額が常に一致するため、出産手当金が支給され、傷病手当金は支給されません。

平成28年
4月1日から

原則、出産手当金が優先して支給されます。ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないときは、出産手当金の全額と傷病手当金の一部(出産手当金との差額)が支給されるよう取り扱いが変更される予定です。



詳細については決まり次第、別途お知らせします。

障害厚生年金について

1 受給資格

障害厚生年金は、被保険者である間に初診日がある傷病により、障害認定日（その初診日から起算して1年6月を経過した日）において、障害等級が1級、2級または3級の状態にあるときに支給されます。

この障害認定日には障害程度の要件に該当していない場合であっても、その日から65歳に達する日の前日までの間に該当するようになったときには「事後重症」の制度が適用されることにより支給されます。

また、障害等級に該当しない程度の障害の方がその後、被保険者期間中に別の新たな傷病（基準傷病）を負い、前後の傷病を併合して初めて障害等級が1級または2級に該当したときは、障害厚生年金が支給されます。

なお、障害厚生年金の受給権者が更に障害の状態になったときは、原則として前後の障害を併合した障害厚生年金が支給されず。

保険料納付要件

傷病の初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の2/3に満たないときは支給されません。ただし、平成38年4月1日より前に初診日がある傷病で障害になった場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の滞納がなければ障害厚生年金の要件を満たすことになります。

2 障害厚生年金の額

(1) 障害厚生年金の額

障害厚生年金は次のように計算します。

$$\text{報酬比例部分} + \left[\text{加給年金額} \right]$$

この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額（障害共済年金）を支給します。

(2) 報酬比例部分

$$\begin{aligned} & \text{(平成15年3月31日までの期間)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1,000 \times \text{平成15年3月までの被保険者(組合員)期間の月数} \\ & \quad + \\ & \text{(平成15年4月1日以後の期間)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1,000 \times \text{平成15年4月以後の被保険者(組合員)期間の月数} \end{aligned}$$

※1 報酬比例部分は、障害認定日が属する月までの被保険者期間の月数で計算します。また、障害認定日までの被保険者期間月数が300月未満の場合は300月とみなして計算します。

※2 複数の厚生年金の被保険者期間をお持ちの場合は、初診日に加入していた年金保険者がまとめて障害厚生年金をお支払いします。

※3 障害等級が1級の場合は、報酬比例部分は、上記の額にさらに125/100を乗じます。

(3) 加給年金額

加給年金額は、障害等級が1級または2級の障害厚生年金の受給者によって生計維持されている65歳未満の配偶者がある場合に加算されます。

平成27年度の加給年金額 224,500円

ただし、配偶者が次に該当する年金を受給している場合は、加給年金額が支給停止となります（それらの年金が全額支給停止になっている場合を除きます。）。

- 加入期間が20年以上である老齢厚生年金
 - ※ 国民年金制度の老齢基礎年金は支給停止の対象外です。
- 障害厚生年金または国民年金制度の障害基礎年金等

(基礎年金関係)

- 障害等級が1級または2級に該当する場合は、別途、国民年金の障害基礎年金が支給されます。なお、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある子、または20歳未満で障害等級1級若しくは2級に該当する障がいの状態である子がいるときは、障害基礎年金に子の加算がされます（ただし、同一の子を対象とした子の加算と児童扶養手当は、まず、障害基礎年金の子の加算を優先的に支給し、児童扶養手当は差額分を支給することになります。）。
- 加給年金額対象者の国民年金の老齢基礎年金に加算される振替加算については、老齢厚生年金と同じです。

3 障害の程度の変更による改訂および支給停止

障害厚生年金の受給者の障害が重くなった場合または軽くなった場合には、その障害の程度の変更に応じて年金額を改定します。

障害厚生年金の額改定の請求は、障害の程度が増進したことが明らかである場合以外は、受給権の発生日または障害程度の再認定を受けた日から1年を過ぎていないとできません。

また、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった場合は、その障害の状態に該当しない間、その支給が停止されます。

4 在職中の障害厚生年金の支給の停止

障害厚生年金は老齢厚生年金と異なり、厚生年金の被保険者等である間の支給停止はありません。

5 公務等の特例

障害厚生年金には公務等の特例はありません。なお、通勤災害を除く公務災害により障害の状態になった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従来の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

6 障害手当金

障害手当金は、初診日において被保険者であった方が、初診日から5年を経過する日までの間に症状が固定した時点で、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害状態であった場合に支給されます。障害の程度の基準は、旧共済年金制度における障害一時金と同様です。

障害一時金の支給は「退職」を支給要件としていましたが、厚生年金保険制度の障害手当金の支給は退職を要件とせず、症状が固定した時点での障害の程度によって支給になります。

障害手当金には障害厚生年金と同様の保険料納付要件があります。

ねんきん定期便について

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

これまで当共済組合では、年金受給権が発生する2年前に「年金見込額等のお知らせ」を組合員および年金待機者の方へお送りしていましたが、被用者年金制度が一元化されたことに伴い、「ねんきん定期便」として、毎年1回、誕生月に組合員の方へお送りすることになりました。

なお、年金待機者の方へは原則として日本年金機構または日本私立学校振興・共済事業団から送られます。

また、実施機関間の情報交換等の状況により、誕生月に発送できず、情報が整備された以降の月に発送する場合があります。

(1) 35歳、45歳、59歳の方

年金請求に必要な年金加入期間を意識していただく節目の年齢の方や、年金の請求を間近に控えた方には、「封書」の「ねんきん定期便」をお送りしています。

「封書」の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の見方などについて詳しく記載した『「ねんきん定期便」の見方ガイド』を同封しています。

【お知らせする内容】

59歳の方

- ・これまでの年金加入期間
- ・老齢年金の見込額（現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと仮定して計算しています。）
（参考）これまでの保険料納付額
- ・これまでの年金加入履歴
- ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況
注記：国民年金の加入履歴がある方のみにお知らせしています。

35歳、45歳の方

- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの加入実績に応じた年金額（年額）
（参考）これまでの保険料納付額
- ・これまでの年金加入履歴
- ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況
注記：国民年金の加入履歴がある方のみにお知らせしています。

(2) 35歳、45歳、59歳以外の方

「はがき」の「ねんきん定期便」をお送りしています。

【お知らせする内容】

50歳以上の方

- ・これまでの年金加入期間
- ・老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）
注記：既に老齢年金を受給している方にはお知らせしていません。
- ・最近の月別状況
（参考）これまでの保険料納付額（累計額）

50歳未満の方

- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの加入実績に応じた年金額
（参考）これまでの保険料納付額（累計額）
- ・最近の月別状況

退職手当について

1 退職手当 = 基本額 (退職日給料月額 × **支給率**) + 調整額
 ↑
 退職事由別・勤続年数別支給割合 × **調整率**

※退職事由と勤続期間に応じた支給率

勤続期間	退職事由			勤続期間	退職事由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
20年	20.445	20.445	25.55625	33年	39.237	39.237	47.1105
21年	22.185	22.185	27.29625	34年	40.281	40.281	48.6765
22年	23.925	23.925	29.03625	35年	41.325	41.325	49.59
23年	25.665	25.665	30.77625	36年	42.369	42.369	49.59
24年	27.405	27.405	32.51625	37年	43.413	43.413	49.59
25年	29.145	29.145	34.5825	38年	44.457	44.457	49.59
26年	30.537	30.537	36.1485	39年	45.501	45.501	49.59
27年	31.929	31.929	37.7145	40年	46.545	46.545	49.59
28年	33.321	33.321	39.2805	41年	47.589	47.589	49.59
29年	34.713	34.713	40.8465	42年	48.633	48.633	49.59
30年	36.105	36.105	42.4125	43年	49.59	49.59	49.59
31年	37.149	37.149	43.9785	44年	49.59	49.59	49.59
32年	38.193	38.193	45.5445	45年	49.59	49.59	49.59

注)「公務外傷病」は、私傷病で厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合をいいます。

2 調整額について

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月ごとに属していた調整額の区分に応じて定める額のうち額の多いものから60月分の合計額を算定します。

◎調整額区分表

調整区分 調整月額(円)	第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350		第5号 32,500			第6号 27,100	第7号 21,700		
行政職	～ H18.331	11級	10級	9級	8級		7級			6級	5級、4級	
	H18.41～	9級	8級	7級	6級		5級			4級	3級	
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級(左記以外)		4級			3級	2級	
	役職加算										5	
	管理職手当	1種	2、3種	4種	左記以外							
医療職(二)	給料表		8級	7級	6級		5級(課長補佐)			5級(左記以外)	4級、3級	
高等学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)	3級	3級(左記以外)	特2級	2級(在職30年以上)	2級(左記以外)	2級	1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10	10	5	5
	管理職手当		4種	4種、5種	6種							
小中学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)	3級	3級(左記以外)	特2級	2級(在職30年以上)	2級(左記以外)	2級	1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10	10	5	5
	管理職手当		4種	4種、5種	6種							
技能労務 職	～ H18.331									6級	5、4級	
	H18.41～									5級	4級	

* すべての区分で勤続年数にかかわらず、すべての退職者を対象とします。

退職手当簡易計算シートでどなたでも退職手当の試算ができます。

総合教育センター教職員福利厚生ポータルサイト ID teacher
<http://health.tokushima-ec.ed.jp/> パスワード kokorook

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付及び短期給付を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を確保していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。

長期給付事業の補完 ファミリー年金

あなたが万一死亡した場合



在職中に死亡した場合、**退職共済年金**の約3/4の水準の**遺族共済年金**が支給されますが、差額の約1/4相当が生じます。



ファミリー年金に加入している場合

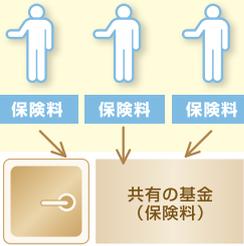


差額の約1/4相当額を補うことができ、死亡時にも退職共済年金と同水準の給付を確保することができます。

制度のしくみ

1

組合員（加入者）より保険料を集めて、共有の大きな基金をつくります。



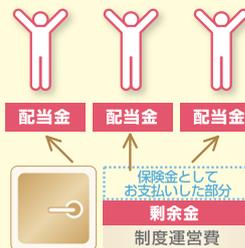
2

組合員（加入者）の中で不幸（死亡・高度障害）にあわれた方の遺族を支援するための給付を行います。



3

一年経過して残った基金（剰余金）については、配当金として加入者にお戻しいたします。



《参考》この制度は1年ごと収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として加入者に還付されます。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。なお、傷病休職給付金、入院費用給付金、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

過去3年間の配当率

平均
約**50.65%**
を還付

ファミリー年金以外にも、各種制度があります。制度内容の詳細は、6月～7月頃配付予定のパンフレットをご覧ください。



傷病休職給付金

病気やけがで働けなくなった場合、保険金が支払われ、収入の減少を補完することができます。



入院費用給付金

病気やけがで入院した場合、保険金が支払われ、医療費の自己負担部分を補うことができます。



特定疾病給付金

所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、保険金が支払われ、長期間にわたる闘病資金を確保することができます。



元気づくりサービスコース

健康増進と生活習慣病予防のための各種サービスを受けることができます。

MY-A-14-LF-001875 MYG-A-13-LF-1145 MYLP-チ-13-健サ-095

互助組合からのお知らせ

カフェテリアプラン助成事業……助成額：上限10,000円

平成28年度から新たに「カタログギフト」を選択肢に加えます！

平成26・27年度に試験的に実施した未利用者への商品選択メニューの提供については、平均して約500人の希望があり、ある程度的好评を得ましたので、最も人気のあった「カタログギフト」をカフェテリアプランの選択肢の一つに組み入れることとしました。これに伴い、様式を変更しておりますので、特にカタログギフトを選択する場合は新様式をお使いいただきますようお願いいたします。
※カタログギフトの選択肢は増えてますが、現金給付との併用はできません。

☆実施要領や新様式など詳細は3月末に所属に配布する、「平成28年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。

カフェテリアプラン助成対象一覧表

項目	項目	事業（メニュー）内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの（例）	助成対象でないもの（例）
自己啓発	1	自己啓発のための講座（通信講座）を受講した。	組合員	講座の受講料（通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む）	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもの テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学（通信・夜間・放送大学も含む）で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得（卒業）を目的とした 修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料（講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む） 受験料 免許更新費用 （自動車運転免許以外）	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任者責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士 等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
3	自己啓発用の書籍を購入した。	自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費（領収書に書籍のジャンル等が記載されていない場合、支払内容を明記してください）	漫画・週刊誌・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・送料 等 図書カード・商品券・ポイントで購入した分		
	自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。	自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもののパソコンソフトの購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 ソフトウェア類のレンタル料		
健康維持	4	人間ドックを受診した。	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用	
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。	インフルエンザ予防接種費用（予防接種名の記入）	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用	
	インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。	インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸（殺菌・消毒作用が明記されたもの）	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、 予防でないもの		
	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。 各種スポーツ大会に参加した。 スポーツ教室を受講した。	各種スポーツ施設会費・利用料 各種スポーツ大会参加料 各種スポーツ教室受講料	ゴルフ・ボーリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等 大会の参加料 スポーツ教室の受講料	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料のうち飲食料・入浴のみの施設 (大会終了後に申請書を提出してください) スポーツ用品・健康器具	
介護 育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	介護ヘルパー・デイサービス代	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品（車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般）	
	7	保育所（園）・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。	一時保育・ベビーシッター代	一時保育代		
地域社会 活動・ 文化芸術 活動	8	ボランティア活動に参加した。	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動（承認書類の写しの添付が必要です）		
		芸術・文化鑑賞をした。スポーツ観戦をした。アミューズメント施設を利用した。	入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等		
	9	芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。	芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料	
		展覧会などに出席した。囲碁等の大会に参加した。	大会参加料（出展料）	大会参加料（出展料）	応募にかかる郵送料 材料・運搬費・交通費 公務での出展	
教員免許 の更新 NEW その他	10	旅行をした。（公務出張等に係る旅行は除く）	組合員又は組合員と被扶養者 宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等 被扶養者のみの旅行	
		11	教員免許を更新した。	払込受領証 大学が発行する領収証		
	12	カタログギフト	組合員	やむを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトを送付する。 （他の項目との重複請求不可）		

(カフェテリア助成事業の続き)

提出前にご確認を！

- * 旅行経費で高速道路を利用した場合
 - ①ETCを利用→カード会社からの請求書原本又は通帳のコピーを提出
 - ②ETC以外→「領収書」のみ可、「**利用証明書**」は不可
- * 旅行経費の領収書が複数人となっている場合は申立書も提出してください。
- * **駐車料金や食事代は対象外**です。(例えば、ホテル宿泊、ディナークルーズ、ディナーショー、ワンドリンク制のライブなどは対象外部分を除いてご請求ください。)
- * 自己啓発用書籍の領収書について、助成対象と推測される書籍のジャンルが記載されている場合（手書き不可）は書籍名を記入しなくてもよいこととします。
 - (例) 教育、文学、医学、文庫 など
 - ※ジャンルが例のとおりであっても書籍名が記載されていて、明らかに助成対象外であると推測される場合はお尋ねすることがあります。
 - ※ジャンルが「雑誌」の場合で、週刊誌やファッション誌などは助成対象外となることがありますので書名の記載をお願いします。
- * カード払いの場合（領収書が出ないとき）
 - 支払の内容がわかるもの（明細書等）と、確かに支払ったということがわかるもの（カード会社からの請求書原本又は通帳のコピー）を添付してください。その際、カード番号等不必要なところは消しておいてください。



平成28年4月から

互助組合貸付利率を引き下げます

	平成28年3月償還分まで	平成28年4月償還分から
一般貸付	年利2.26%	年利1.8%

- ★平成28年4月以降の新規申込の方から新利率が適用されます。
 - ※平成28年4月以降の償還から適用されるため、実質は2月22日締切の新規申込の方から適用されます。
- ★現在借り受け中の方にも、新利率を適用します。(平成28年4月以降の償還から) 返済方法や回数など、貸付申込時の条件は変更しません。
- ★新利率が適用された償還表は平成28年4～5月頃に所属に送付します。
- ★利率以外の変更はありません。
 - 今までどおり、申込事由が「生活資金」なら100万円まで添付書類不要です。
- ★互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。既に借りられている場合で、24回償還する前に違う事由でもう1本借りることはできません。(24回償還後は借替できます。)

「国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立等を求める陳情署名」へのご協力ありがとうございました
 おかげさまで5,829名の署名が集まりました。平成28年2月25日、この署名簿により、他県の教育関係互助団体とともに国会への陳情行動を行い、皆様の意思をお伝えしました。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください！

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。
 ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>
 (「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)

互助組合へのお問い合わせは TEL 088-621-3177 まで

新企画！ 教職員互助組合主催

シングルの方のための
互助組合員交流会
夏開催決定!!!

なんとと言っても初めての開催！フレッシュな顔ぶれ同士、
まあ、ちょっと気軽に出会ってみませんか？

平成28年度の互助組合の新規事業として、シングルの組合員同士の出会いの場を
ご提供すべく、交流会を開催します。

企画内容につきましては、ただいま互助組合事務局で準備中です。

日時・場所等が決定しましたらホームページ等でお知らせいたします！

気軽で楽しい雰囲気の方にしたいと思っておりますので、この会の開催のことを
覚えておいていただき、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

皆様のご希望に少しでも近い交流会にするために
ご意見等ございましたら互助組合までお願いします。

Tel 088-621-3177
info@toku-kyougo.or.jp

いろいろな企業や団体に所属する独身者と出会いたい方はこちら

徳島県教職員互助組合は、徳島県企業婚活支援ネットワークに参加しています。
互助組合員の方であればネットワーク主催の独身者交流パーティに参加することができます。

徳島県企業婚活支援ネットワークとは…

徳島県が、各企業・団体間の未婚の男女の出会いの場を提供し婚活を支援する事業（「徳島県企業婚活支援ネットワーク構築事業」）を実施するにあたり、「企業婚活支援ネットワークセンター」を設置（㈱ときわに運営を委託）し、企業・団体を通して、働く独身男女の皆様に婚活イベント情報を提供しています。

ネットワークのホームページ・参加申込はこちら→ <http://tokukon-net.com/>

※イベント参加希望者は直接、ネットワークのホームページから申込を行ってください。

（所属・互助組合等には連絡の必要はありません。）

※申込には当組合に割り当てられたパスワードが必要です。

パスワード 「toku14」

参加資格 ・独身であること ・互助組合に加入していること

★イベント参加時は資格確認のため、公立学校共済組合員証（保険証）をご持参ください。



マジックキングダムクラブ通信 2016春夏(最終号)

マジックキングダムクラブ終了に伴うメンバー特典のご利用について

かねてからお知らせしていたとおり、マジックキングダムクラブは、2016年3月31日をもって終了いたします。

マジックキングダムクラブ・メンバーシップカードについて

マジックキングダムクラブ・メンバーシップカードは、有効期限2016年3月31日をもって無効となります。

尚、無効になったメンバーシップカードの返却は必要ありません。

3年間のご愛顧ありがとうございました！



《これからのイベント情報》

東京ディズニーランド



東京ディズニーランド・スペシャルイベント ディズニー・イースター 3月25日(金)～6月15日(水)



緑や花々があふれる春いっぱいの“ひみつのイースターガーデン”では、ミッキーマウスを中心にイースターバニーやディズニーの仲間たちが“エッグレース”でヘンテコ楽しく大盛り上がり。また、メインパレードにはウサギの耳をつけたミッキーマウスやミニーマウスをはじめとするたくさんのディズニーの仲間たちが新しいコスチュームで登場するほか、“エッグレース”をテーマとしたデコレーションやグッズを新たに展開し、恒例のエッグハントプログラムも引き続き実施するなど、春ならではのイースターの世界を満喫していただけます。

東京ディズニーシー

東京ディズニーシー15周年 「ザ・イヤー・オブ・ウィッシュ」 4月15日(金)スタート！

“Wish”…それは、未来を思い描き、そこへ向かうワクワクする気持ち。15周年を迎える東京ディズニーシーでは、ディズニーの仲間たちが、あなたの“Wish”をよりいっそうキラキラと輝かせる、新たな冒険の旅へと誘います。パークはさまざまな色のクリスタルで彩られディズニーの仲間たちのコスチュームやグッズにもクリスタルが輝きます。15周年のきらめく海へ、“Wish”を輝かせる旅に出よう！



東京ディズニーシー・新規ハーバーショー 「クリスタル・ウィッシュ・ジャーニー」 2016年4月15日(金)～2017年3月17日(金)

「東京ディズニーシー15周年“ザ・イヤー・オブ・ウィッシュ”」のオープニングを飾る、期間限定のハーバーショー。“Wish”を輝かせる新たな冒険の旅へ期待に胸を膨らませるゲストの前に、クリスタルに導かれた、さまざまな願いを持ったディズニーの仲間たちが旅の案内役として登場し、15周年の冒険の旅立ちを盛大にお祝いします。

ジェネリック医薬品

国は、患者負担の軽減や医療保険財政の効率化を図るため、後発医薬品のさらなる普及に取り組んでいます。当共済組合においても、長期に服用されるお薬に選択肢があることを知っていただき、後発医薬品への切替を検討される際の参考となるよう、後発医薬品に関する情報をお知らせする取組みを進めています。

★当共済組合の後発医薬品の使用割合（全国平均値との比較）を算定したところ、平成27年1月時点では、共済全体では、61.8%となり、徳島県は、48.9%と最下位でした。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格なお薬です。

診察のとき、かかりつけのお医者さんにジェネリック医薬品の処方ができるか相談してみましよう。

ジェネリック医薬品について調べるには？

以下のホームページではジェネリック医薬品についての詳細情報が掲載されています。

- ・日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」
▶▶▶ <http://www.generic.gr.jp/>
- ・厚生労働省「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」
▶▶▶ <http://www.mhlw.go.jp/>

ジェネリック医薬品を希望する場合



下の「ジェネリック医薬品お願いカード」をハサミで切り取って病院や薬局でご提示ください。

このカードは当共済組合ホームページからもダウンロードすることができます。カードが複数枚必要である場合は、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.kouritu.go.jp/>

公立学校共済組合 検索

トップページ ▶ トピックス ▶ ジェネリック医薬品お願いカードをご利用ください



医師・薬剤師の皆様へ

- 変更が可能であればジェネリック医薬品を希望します。
- ジェネリック医薬品が処方できない、ふさわしくない場合があることも承知しています。
- このカードは、組合員証（被扶養者証）、診察券などと一緒にお戻しください。

氏名

ジェネリック医薬品 お願いカード



私はジェネリック医薬品を
希望します。



公立学校共済組合

切り取り線

メンタルヘルスラインマネジメントセミナー

教職員のメンタルヘルス不調への適切な対応ができる管理職の養成が重要であることから、徳島県教育委員会と共催し、11月12日にザ・グランドパレス徳島で開催しました。

内 容 教職員のメンタルヘルスー管理監督者の役割ー

講 師 九州中央病院 メンタルヘルスセンター長
十川 博 氏



参加者の声

- ・子ども、保護者の言動に苦しみ担任を目の前に見て、何か力になりたいと思った。
- ・先生のお話は心にしみました。その経験を活かしていきたい。
- ・「職員を守る」まず、これを実践しなくてはいけない。

退職される皆さま・被扶養者の皆さまへ

四国中央病院よりお知らせ

人間ドック・期間限定特別料金のご案内

四国中央病院では、例年4月から5月におきまして、人間ドックを割引料金にて実施しております。この機会にぜひご利用ください。ただし、予約枠がいっぱいとなり次第受付を終了いたしますのでお早めにご連絡ください。

割引期間 平成28年4月11日～平成28年5月21日

対象コース

★1泊ドック 通常69,120円 → 51,840円 (税込み)

(検査項目は、四国中央病院へお問い合わせください。大腸ファイバーは含んでおりません。)

★1日ドック 通常32,400円 → 24,300円 (税込み)

(検査項目は各所属所に配布してあります平成28年度「短期人間ドック・脳ドック」実施要領に準じた内容ですが、婦人がん検診は含んでおりません。)

※各種オプション検査もご用意してあります。コース検査内容・詳細は下記にお問い合わせください。公立学校共済組合員(任意継続含む)および被扶養者の方には、共済組合本部規定による自宅から病院までの交通費助成があります。

ご予約・
お問い合わせ

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町2233番地

四国中央病院 健康管理課

電話番号 0896-58-3515 (内線) 253

受付時間 平日 10:00~17:00

<http://www.shikoku-ctr-hsp.jp/>

病院へのアクセス

高速高松自動車道三島川之江ICより車で20分

JR川之江駅より徒歩15分、車で5分

2月15日~
受付開始

※平成28年度の被扶養配偶者ドックは、5月末に所属所あて通知します。

労働者の安全と健康を守るための法律「労働安全衛生法」の一部改正により、労働者自身が自分のストレス状態に気づき、不調を未然に防止するための「ストレスチェック」制度が始まりました。

2015年12月1日
スタート!



ストレスチェック制度 始まりました!



ストレスチェック

「仕事のストレス要因」
「心身のストレス反応」 } についての検査
「周囲のサポート」
対象：定期健診の該当となる方

医師の面接指導

申し出に対する面接指導
就業上の措置等について面接医師から意見聴取
対象：ストレスチェックの結果で「高ストレス」と判定された方

集団分析

一定規模の集団で集計・分析
職場環境改善のための参考

★受検の有無や結果による不利益を受けることはありません。

★医師の面接指導の結果は事業者には報告されません。

★ストレスチェックの受検は強制ではありませんが、ストレスの気づきのためにも積極的に受けましょう!

★ストレスチェック結果の判定は本人の同意なくして事業者には知らされません。個人情報には守られます。

一次予防

メンタルヘルス不調の
未然防止

ストレスをためないための心がけ

●気分転換になる自分に合ったセルフケアを!

しっかり休む 書き出す 汗をかく(動く) 泣く(感動する) 笑う

●気の許せる家族や友人、同僚に気持ちを話してみましょう!

●保健師、臨床心理士等のメンタルヘルス相談事業を利用しましょう!

教職員のメンタルヘルス対策のお問い合わせは…

徳島県教育委員会福利厚生課厚生健康担当

電話 088-621-3178